令和8年10月27日　島根県報第766号において掲載を省略した保護に関する指針一覧

島根県告示第597号
「4. 特別保護地区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
千丈渓　特別保護地区	江津市、邑智郡邑南町	江津市桜江町江尾地内にある、千丈渓県立自然公園の中国自然歩道を日和川の上流に沿って進み、最初の滝である三三の滝を起点とし、同起点を北東進し、林道千丈渓線に至り、同林道から稜線沿いに東北東へ約700m進む。その後約500m南進し、江津市桜江町と邑南町との市町界に至り、同地点より稜線上に約300m東進した後、小稜線を日和川まで南進し、同川左岸を約500m下り、同地点から稜線上に約500m南西進し、同地点から稜線上に約300m北西進し、邑南町と江津市桜江町との市町界に至る。同地点から稜線沿いに約800m北西進し日和川に至り、同川下流へ約100m北西進し、前記起点と結んだ区域内とする。	61.00	森林鳥獣生息地	当該地域は、千丈渓県立自然公園内に位置し、国の名勝にも指定されており、野生鳥獣の生息及び繁殖に適した環境であるため、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ～ R18.10.31	定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、現状の環境を改変することなく保全することとする。	再指定
匹見峡　特別保護地区	益田市	匹見鳥獣保護区内において、匹見川（匹見峡）小虫谷入口から同川上流のアザミ橋まで（約2.8kmの間）の河川中央から両岸150m以内の区域内とする。但し独立行政法人森林総合研究所造林地については造林地を除く。	73.00	森林鳥獣生息地	当該地は、西中国山地国定公園に指定されており、また、表匹見峡とも呼ばれ、断崖絶壁が切り立つ屏風ヶ淵などの奇勝が連続しているため年間を通じて相当数の観光客が訪れる。また、植生、林相など野生鳥獣の生息・繁殖に最適な環境であり、自然とのふれあいの場として引き続き鳥獣保護区特別保護地区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ～ R18.10.31	当該区域の保護管理については、鳥獣保護管理員を中心に区域の巡回を定期的に行うとともに、現状の環境を改変することなく保全することとする。	再指定
断魚渓　特別保護地区	邑智郡邑南町	邑智郡邑南町断魚渓内嫁ヶ淵を起点とし、板山谷を上ること300m。同地域から北に向かい、更に小稜線を北進し濁川に至る。同地点から邑南町道断魚トンネル線断魚トンネル南口に上り、同地点より同町道を前記起点と最短地点まで南進し、前記起点と結んだ区域内とする。	20.00	身近な鳥獣生息地	当該地地域は断魚渓・観音滝県立自然公園内に位置し、国の名勝にも指定されているため、年間を通じて観光客が訪れる。そのため、鳥獣等自然との触れ合いの場として最適であり、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ～ R18.10.31	この区域の生息環境を適切に保持し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 鳥獣の生息に影響のない範囲で自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。	再指定

島根県告示第600号
「4. 鳥獣保護区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
大社　鳥獣保護区	出雲市	出雲市大社町地内の市道宮内稲佐線と市道海岸線の交差点を起点とし、市道海岸線を北進し旧鵜鷺村界に至り、同地点から旧村界を東進し市道本郷39号線に接し同線を南進し国道431号線に至り、同線を西進し市道宮内稲佐線に至り、同線を西進し前記起点と結んだ区域内とする。	322.00	身近な鳥獣生息地	当該地域は、出雲大社、大山隠岐国立公園を含み、年間を通じて観光客が訪れる。そのため鳥獣等自然とのふれあいの場として最適であり、引き続き鳥獣保護区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ～ R18.10.31	・区域内の生息環境を適切に保持し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 ・区域内及びその周辺で鳥獣による被害が発生している場合には、必要な鳥獣種及び数に限り、有害捕獲を実施し被害軽減を図る。	
大池　鳥獣保護区	出雲市	出雲市多伎町多岐地区内の国道9号線と市道伎久海岸線との交差点を起点とし、同市道を北東進し更に市道西浜中央線を北東進し、市道大池線との交点より市道大池線を南東進し、国道9号線との交点より同国道を南西進し、市道大池蛇池線との交点より同市道を１２０m南進し、私道との交点より同私道を東進し市道蓮池線に達し、同市道を南東進し県道多伎江南出雲線に達し、同県道を西進し国道9号線に至り、同国道を西進し前記起点と結んだ区域内とする。	302.00	森林鳥獣生息地	当該地域は、蛇池や蓮池といった森林に囲まれた池があるため鳥類の生息に適しており、また海に近くカモ類等の水鳥の休息地としても利用されるなど、野生鳥獣の生息に適した環境であるため、引き続き鳥獣保護区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ～ R18.10.31	・区域内の生息環境を適切に保持し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 ・区域内及びその周辺で鳥獣による被害が発生している場合には、必要な鳥獣種及び数に限り、有害捕獲を実施し被害軽減を図る。	
千丈渓　鳥獣保護区	江津市、邑智郡邑南町	邑南町日和地内千丈渓の一の滝を起点とし、日和川を下流に向かって西進し八所川との合流点に至り、同地点から八所川を上流へ向かって南進し林道横谷線との交点から直線で松原山山頂へ結び、同山頂から稜線に沿って北西進し、江津市桜江町との市町界に至る。同地点から市町界及び稜線に沿って1500m北西進し、江津市桜江町江尾地内日和川に向って稜線を北東進して日吉川に至る。日和川対岸を尾根に沿って北東進し、合流する尾根に沿って東進し、江尾と今田との境に至り、同地点から稜線に沿って東進し、江津市桜江町と邑南町との市町界に至る。同地点から市町界に沿って帆柱山山頂まで東進し、同山頂から南稜線に沿って南進し、前記起点とを結んだ区域内とする。	364.00	森林鳥獣生息地	当該地域は、千丈渓県立自然公園内に位置し、国の名勝にも指定されており、野生鳥獣の生息及び繁殖に適した環境であるため、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ～ R18.10.31	定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、現状の環境を改変することなく保全することとする。	
匹見峡　鳥獣保護区	益田市	益田市道表匹見峡線上の小虫入口を起点とし、匹見川を横断し、益田市匹見町匹見イ（旧字左ジャバミ）1569番地に至り、同地点より尾根を北西進し眼鏡峠に至り、同地点より谷を北東進しアザミ橋に至り、同地点より尾根を東進し広見山山頂に至り、同地点より国有林界を南進し小虫谷の標高1,118m地点に至り、同地点から尾根を西進し前記起点と結んだ区域内とする。	733.00	森林鳥獣生息地	当該区域のおよそ半分が西中国山地国定公園に指定され、植生、林相など野生鳥獣の生息・繁殖に最適な環境であるため、引き続き鳥獣保護区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ～ R18.10.31	当該区域の保護管理については、鳥獣保護管理員を中心に区域の巡回を定期的に行うとともに、現状の環境を改変することなく保全することとする。	

島根県告示第601号
「4. 鳥獣保護区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
三階山　鳥獣保護区	浜田市	浜田市原井町地内の市道今井迫長見線と林道三階山線の交差点を起点とし、同点から市道今井迫長見線を南西に進み浜田中央農道との交点に至り、同市道を西に進み、林道三階山線との交点に至り、同林道を進み、前記起点を結んだ区域内とする。	85.00	身近な鳥獣生息地	当該区域は針葉樹と広葉樹が混ざり合い、鳥獣を誘致するには好適地である。また、市街地近郊にあることもあり、野鳥愛護の普及啓蒙を図るのにふさわしい地域である。 しかしながら、当該区域周辺では、イノシシによる農作物被害やツキノワグマの出没・遭遇が増加し、野生動物により地域住民の生活を脅かされており、指定当初にあった森林総合利用施設は解体されるなどの状況から、区域を縮小し、引き続き、保護区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ～ R18.10.31	当該区域の保護管理については、鳥獣保護管理員を中心とし区域の状況把握に努め、必要に応じ有害鳥獣捕獲を実施するなどし、地域住民との軋轢が発生しないように保全していく。	

島根県告示第602号
「4. 鳥獣保護区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
断魚渓　鳥獣保護区	邑智郡邑南町	邑智郡邑南町断魚渓内嫁ヶ淵を起点とし、板山谷を上ること300m。同地域から北に向かい、更に小稜線を北進し濁川に至る。同地点から邑南町道断魚トンネル線断魚トンネル南口に上り、同地点より同町道を前記起点と最短地点まで南進し、前記起点と結んだ区域内とする。	20.00	身近な鳥獣生息地	当該地地域は断魚渓・観音滝県立自然公園内に位置し、国の名勝にも指定されているため、年間を通じて観光客が訪れる。そのため、鳥獣等自然との触れ合いの場として最適であり、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として保全していく必要がある。	R8.11.1 ～ R18.10.31	この区域の生息環境を適切に保持し、鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 鳥獣の生息に影響のない範囲で自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用する。	

島根県告示第603号
「4. 鳥獣保護区の保護に関する指針」

名称	所在地	区域の詳細	面積(ha)	指定区分	指定目的	存続期間	保護管理方針	備考
隠岐国分寺　鳥獣保護区	隠岐郡隠岐の島町	隠岐郡隠岐の島町池田地区の町道中条1号線と県道池田中町線の三叉路を起点とし、同町道を北西進し佐太川に接し、同川を北東進し通称船が谷を経て禅尾山頂に達し、栗山谷を南東進し町道中条２１８号線に接し、同町道を南進し県道池田中町線に接し、同県道を北西進し前記起点と結んだ区域内とする。	27.00	身近な鳥獣生息地	スギ等の針葉樹が多く自然とふれあうことができる地域である。また隠岐国分寺は観光地となっており多くの観光客も訪れるため、野生鳥獣とのふれあいの場として今後も鳥獣保護区として保全する。	R8.11.1 ～ R18.10.31	区域内の生息環境を適切に保持し鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。 鳥獣の生息に影響のない範囲で、野鳥観察等を通じて自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。	